

愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針

新

第3 設備に関する指針

2 設備及び備品等

(2) (1) に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の指針は、次のとおりとする。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。特に、利用者及び従業員の生命又は身体の安全を確保し、火災事故の発生を防止するため、定員に対する要介護3以上の利用者の割合（以下「割合」という。）が半数以上の場合、スプリンクラー設備を確実に設置すること。

なお、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めること。

旧

第3 設備に関する指針

2 設備及び備品等

(2) (1) に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の指針は、次のとおりとする。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。